

留守家庭児童育成室 保護者 各位

猪名川町こども課

育成室におけるおやつ提供及び共有おもちゃの使用再開について

日頃より猪名川町留守家庭児童育成室の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、町内において、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向となったため、おやつ提供及び共有おもちゃの使用を再開いたします。

つきましては、令和4年11月1日（火）より下記のとおり再開いたしますので、各育成室におけるルールを遵守の上、改めて感染拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、国内情勢や町内の感染状況の変動等に伴い、おやつ提供及び共有おもちゃの使用を再度中止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、やむを得ずおやつを再度中止し、おやつ代の返金が生じた際は、おやつの現物にて代えさせていただきます場合がございますので、併せてご了承ください。

記

1. おやつ提供の再開（令和4年11月1日（火）より）

- ・おやつ提供の再開に伴い、11月よりおやつ代を徴収いたします。
- ・おやつ代は減免対象とならないため、減免世帯の場合であっても納入が必要です。
- ・おやつ代は各育成室にて現金徴収いたします。おやつ代の徴収用封筒を各育成室よりお渡しいたしますので、お手数ですが、早めに納入くださいますようお願いいたします。
- ・必ず保護者様から育成室職員へ手渡ししてください。（児童からの手渡し不可）
- ・アレルギーをお持ちの方は、各育成室へご相談ください。

2. おもちゃの使用再開について（令和4年11月1日（火）より）

- ・共有おもちゃの使用時のマスクの着用、使用前後の手洗い・手指消毒を徹底いたしますので、おもちゃ使用のルールを遵守していただきますよう、ご自宅でもお子様にお伝えください。
- ・共有おもちゃの使用再開に伴い、持ち込みいただいたおもちゃの使用が不可となりますので、お迎えの際にお持ち帰りください。

3. マスク着用徹底のお願い

- ・必ずマスクを着用し、汚れた時のために替えのマスクを数枚持たせてください。
- ・感染リスク低減のため、できる限り不織布マスクの着用をお願いします。
- ・マスク着用の際、ずれて鼻や口が出ないようにご家庭でもご指導ください。

《裏面もご確認ください》

4. 体調管理のお願い

- ・育成室において、こまめな手洗い、手指消毒を徹底しておりますが、おやつ提供及び共有おもちゃの使用再開にともない、今一度ご家庭においてもお子様とご確認ください。
- ・必ず清潔なハンカチを持たせてください。
- ・育成室では常時、もしくは定期的に換気を行います。着脱可能な防寒着等をご準備ください。必要な方は育成室に置いていただいても結構です。
- ・児童本人や同居のご家族が体調不良の際には無理に登校、登室せず、ご家庭で様子を見てください。必要に応じて病院の受診等をお願いします。

《問合せ先》 猪名川町生活部こども課 (留守家庭児童育成室担当)

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1 TEL: 072-768-8720